

新型コロナウイルスに関する注意喚起
(その19：スウェーデン国内の旅行の制限解除)

令和2年6月4日

【ポイント】

- 6月4日、スウェーデン政府は、症状のない場合に限り、6月13日から国内旅行の制限を解除することを決定しました。
- 国内旅行以外の制限はこれまでと同様です。感染拡大防止のために、引き続き公衆衛生庁の勧告に従うように呼びかけられていますのでご注意ください。

【本文】

1 スウェーデン政府は、国内の感染状況等にかんがみ、感染症状のない場合に限り、6月13日から国内旅行の制限を解除することを決定しました。ただし、旅行する場合でも、個々人が責任をもって、ソーシャル・ディスタンス等を守ることが求められています

2 その他の制限は引き続き適用されますのでご注意ください。公衆衛生庁は、感染拡大防止のために、引き続き、体調不良の場合は自宅に留まる、手を洗う、混雑を避ける等の勧告に従うように呼びかけています。

スウェーデン公衆衛生庁：新型コロナウイルスに関するQ&A（英語）

<https://www.folkhalsomyndigheten.se/the-public-health-agency-of-sweden/communicable-disease-control/covid-19/>

3 日本へのご帰国を予定されている方は、フライト等が刻々と変更されていますので、各航空会社等から最新の情報をご確認ください。また、日本入国の際の措置は6月末まで延長されていますのでご注意ください。

日本到着後の待機場所や移動手段については、以下のリンクを参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html#Q4-1

スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、引き続き手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

これまでに在スウェーデン大使館から発出した新型コロナウイルスに関する領事メールは当館HPに掲載しています。本領事メール以外にも、各種留意事項についてご確認ください。

●スウェーデン外務省（渡航制限）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

●世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

●1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/sjukdomar--besvar/infektioner/ovanliga-infektioner/covid-19-coronavirus/>

●厚生労働省

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○LINE公式アカウントQRコードページ

<https://lin.ee/qZZIxWA>

●法務省：新型コロナウイルス関係

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●外務省：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（日本への入国に係る検疫措置に関する問い合わせ）

+81-(0)3-3595-2176（日本語，英語，中国語，韓国語に対応）

（その他の問い合わせ先）

在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

FAX：+46-(0)8-661-8820

HP：<http://www.se.emb-japan.go.jp/>